

専決報告第 1号

専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のように専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年 3月 3日 報 告 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 承 認 議会議長 栗 屋 正 一

専決第 1 号

令和 7 年度 木祖村一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度木祖村一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,085 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,528,564 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の招集する暇がないので専決処分する。

令和 8 年 1 月 1 9 日 専 決 木祖村長 奥 原 秀 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		121,413	4,050	125,463
	3 県委託金	11,832	4,050	15,882
19 繰入金		362,263	35	362,298
	1 繰入金	362,263	35	362,298
歳 入	合 計	3,524,479	4,085	3,528,564

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		847,162	4,085	851,247
	4 選挙費	4,924	4,085	9,009
歳 出	合 計	3,524,479	4,085	3,528,564

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	121,413	4,050	125,463
19 繰入金	362,263	35	362,298
歳入合計	3,524,479	4,085	3,528,564

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	847,162	4,085	851,247	4,050			35
歳 出 合 計	3,524,479	4,085	3,528,564	4,050			35

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 選挙費県委託金	4,514	4,050	8,564	3 衆議院議員選挙費委託金	4,050	・ 衆議院議員選挙費委託金
計	11,832	4,050	15,882			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

1 財政調整基金繰入金	260,542	35	260,577	1 財政調整基金繰入金	35	・ 財政調整基金繰入金
計	362,263	35	362,298			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
10 衆議院議員選挙費	0	4,085	4,085	4,050 (県) 衆議院議員選挙費委託金		4,050	35	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	衆議院議員選挙費 4,085 01 報酬 871 ・ 投票管理者等報酬 03 職員手当等 1,700 ・ 投開票事務手当 08 旅費 65 ・ 投票管理者費用弁償 10 需用費 909 ・ 選挙事務消耗品 713 ・ 投票所灯油代 16 ・ 投開票事務食糧費 169 ・ 掲示物印刷代 11 11 役務費 125 ・ 入場券等郵送代 12 委託料 397 ・ 選挙人名簿、入場券作成委託料 262 ・ ポスター掲示場設置撤去委託料 135 13 使用料及び賃借料 18 ・ 投票所施設使用料 10 ・ 公営ポスター掲示場使用料 8	
計	4,924	4,085	9,009	4,050			35			